

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
(専修学校等の文部科学大臣認定等制度に係る業務のシステム化等に向けた検討)

仕 様 書

令和7年3月13日
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

1. 事業名

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(専修学校等の文部科学大臣認定等制度に係る業務のシステム化等に向けた検討)

2. 目的

文部科学省では、専修学校専門課程(専門学校)の高等教育機関としての質保証等の観点から、一定の要件を満たす課程を文部科学大臣が認定する認定等制度を設けている。認定課程修了者に対する称号の付与や、税制優遇に係る証明に係るものなど、現在8つの文部科学大臣認定制度が運用されている(認定制度の詳細は下記(※)参照)。

さらに、令和6年6月14日に公布され、令和8年4月1日に施行される「学校教育法の一部を改正する法律」において、新たに専修学校における専攻科の設置に係る規定が創設され、一定の要件を満たす専攻科の修了者には大学院入学資格を付与すること等を予定しており、今後、新たに専攻科に係る文部科学大臣認定制度を創設し、令和8年4月1日以降認定を行うこととなっている。

他方、専修学校は、私立が大半であり、所轄庁が都道府県であるため、文部科学省は認定の根拠となる資料である学則の状況等について随時詳細を把握しておらず、認定課程名の変更や廃止の手続き漏れが散見されている。また、各種認定制度の文部科学省における審査では、申請学科名が学則に記載されている学科名と異なっているなど、形式的な申請誤りが数多く発生しているほか、審査の際に教育内容等の確認が必要となることもあるが、申請書面のみでは把握しきれないことから、個別に所轄庁を経由して確認作業を行っており、事務的な作業量が増大している。

加えて、申請を行う学校においても、認定制度毎に異なる申請様式(Excel等)の提出が求められており、特に複数の申請を行う学校は一定の事務負担が生じている。こうしたことを踏まえ、文部科学省、都道府県、申請学校における認定等に係る事務の効率化とそれによる申請内容や審査の質の向上等を実現するため、各種文部科学大臣認定制度に係る電子申請システムや、審査業務の外注などの方策について検討し、具体的な対応方策を整理することとする。

(※参考) 専修学校関係の各種文部科学大臣認定制度

①修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程の認定

専修学校専門課程における学習者の成果を適切に評価し、修了者の社会的評価の向上を図るため、一定の専修学校専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号(変更等を含む。)を付与する。(以下、「専門士・高度専門士」という。)

②大学入学資格に係る専修学校高等課程又は大学院入学資格に係る専修学校専門課程の指定

後期中等教育の多様化・活性化、学習者の立場に立った高等教育施設の接続の円滑化を図るため、要件を満たす専修学校高等課程又は専門課程に対し、学校教育法施行規則第 150 条第 3 号及び第 155 条第 1 項第 5 号の規定に基づき大学入学資格又は大学院入学資格に係る指定（変更等を含む。）を行う。（以下「大学入学資格・大学院入学資格」という。）

③勤労学生控除に関する専修学校・各種学校の課程等の証明

所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 11 条の 3 第 2 項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明を行い、証明書を発行する。（以下「勤労学生控除」という。）

④専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定

専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とし、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものを職業実践専門課程として認定して奨励する。（以下「職業実践専門課程」という。）

⑤専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定

専修学校専門課程又は特別の課程における社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とし、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものをキャリア形成促進プログラムとして認定して奨励する。（以下「キャリア形成促進プログラム」という。）

⑥専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定

専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とし、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資するものを認定して奨励する。（以下「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」という。）

⑦一定の要件を満たした専修学校の専門課程を置く専門学校への専攻科の設置（予定）

専修学校専門課程における職業教育の高度化等を踏まえ、一定の要件を満たした専修学校の専門課程を置く専門学校には、専修学校専門課程を修了した者に対してより専門的、実践的教育や研究指導を行い上位の国家資格等を取得することができる専攻科を置くことができることとする。（以下、「専攻科設置」という。）

3. 検討内容

大臣認定事務の効率化方策等を検討するため、各認定事務における学校や所轄庁等、文部科学省における具体的な業務内容の調査や整理を行い、業務プロセス等を可視化する。あわせて、可視化された業務プロセス等を踏まえ、申請・認定のシステム化をはじめとする認定事務の効率化等の改善方策について複数案検討する。

システム化の検討にあたっては、必要な機能や要件、学校や所轄庁等に生じる費用や負担についても整理する。その他、認定の審査業務を文部科学省以外の外部機

関等に委託する場合の在り方や方法等について検討を行うとともに、各制度の認定等学科の一覧（文部科学省におけるホームページ公示資料）を作成するためのマクロ若しくはVBAを作成するとともに、今後の公示方法についても検討を行う。これらの検討は、全国専修学校各種学校総連合会等の専修学校関係者及び所轄庁等の関係者等が参画する会議体を設置するなど、専修学校の現状や実態を把握した上で行うものとする。また、可視化したプロセスを踏まえ、効率化の観点のみならず、システム化等の効率化やその他の改善方策を通して、学校の申請内容や文部科学省における審査等の質が向上するような仕組みもあわせて検討を行う。

上記検討を踏まえ、システム化の範囲を設定した上で、システム化に向けた課題や対応方針策を検討・整理し、必要な要件等をまとめるとともに、外部委託その他業務を効率化し、改善する方策について複数案提示するとともに、それぞれを具体的な実施する際の要件なども明示する。

それぞれの検討内容等について、文部科学省に月次報告を行うとともに、承諾を得ること。

なお、電子申請システム構築に向けては以下の点を想定しているが、検討に際して課題や懸念事項が発生した場合には、文部科学省に事前に協議の上、理由とともに修正案を提示し、文部科学省の承諾を得ること。なお、電子申請システム構築に向けては以下の点を想定しているが、検討に際して課題や懸念事項が発生した場合には、理由とともに修正案を提示すること。

- ① 各種認定制度の様式等（別紙のとおり、現在は全て Microsoft Excel を用いて作成。）について、現行の様式等も活用できるようアップロード等で登録を行い、変更等があった際に、システム上での更新ができるようにする。
- ② 各種認定制度の証拠書類等について、データが統一様式で登録され、各様式等との突合ができるようにする。（現状、学則等の様式には定めがないため、各校により形式や記載内容が異なる。また、紙でしか保存されていない学校も一定数存在する。）
- ③ 各種認定制度に申請のあった専修学校等の要件適否についての審査の一部を、システム上にアップロードされた書類等と突合させ、自動化する。様式等の不備等やその他伝達事項がある場合は、当該システム上で申請者に通知し、修正や再提出等を促す。

（例）学校名、法人名、学科名、修業年限、昼夜の別、学科の総定員等
なお、認定にあたり既認定学科の情報を照合することが必要なもの（職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム）について、システム上で既認定学科の情報と

紐付けて審査できるようにする。

- ④ 各制度の要項等に定める期限を超過した申請は、システム上受け付けない設定とする。（新規申請等に限る。名称変更や廃止等にあつてはこの限りでない。）
- ⑤ 認定等の効力発生時期が、認定等を行った年度とは一致しない可能性のあるもの（職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム、外国人留学生キャリア形成促進プログラム）について、適用年度等をシステムで自動計算できるようにする。
- ⑥ 認定を受けた課程が学校のホームページ等で情報公開することが求められているもの（職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム）について、様式等を当該システムで出力及び一般公表することについて検討する。

4. 契約期間等

契約締結日～令和8年3月10日（火）

5. 成果物

本業務において作成する成果物、提出物は、納入成果物に係る納入期限によらず、作業進捗に応じて文部科学省に提出すること。なお、提出した内容に変更があった場合には、変更の事由が生じた都度、再度提出し、文部科学省の承認を得ること。

- ① 検討の結果、システムの構築により効率化が可能と認められる場合には、以下に掲げる成果物を作成し、文部科学省の承認を得ること。なお、本成果物については、令和8年1月末までにおおよその素案を作成・検討し、文部科学省へ報告すること。
 - ・調査報告書（可視化結果、システム化の条件等の案、費用を含む課題・対応方針案の等を含む。なお、「機能等要件の案」及び「情報システム調達の予算要求に向けた必要な情報等」について整理すること。）
- ② システムの構築の可否に関わらず、以下に掲げる成果物を作成し、文部科学省の承認を得ること。なお、「各制度の認定等学科の一覧（文部科学省におけるホームページ公示資料）を作成するためのマクロ若しくはVBA」に係る納品物については令和7年8月上旬までに作成・検討し、文部科学省の承認を得ること。
 - ・審査の外注化に関する審査スキーム（案）
 - ・各制度の認定等学科の一覧（文部科学省におけるホームページ公示資料）を作成するためのマクロ若しくはVBA

6. 納入場所

7. 事業規模

事業規模は46,593千円を上限とする。

8. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上に関する実態調査技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕

* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法・分析手法の妥当性、独創性

* 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的、または内容の正確性の担保に資する工夫が見られれば、その内容に

応じて加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

2-1-1 受託する組織が過去に専修学校に関係する調査研究等を実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-1-2 受託する組織が官公庁におけるシステムの業務分析等の実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 事業従事予定者の経験・能力

3-1 事業従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 事業従事予定者が過去に専修学校に関係する調査研究等を実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-1-2 事業従事予定者が官公庁におけるシステムの業務分析等の実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-2 事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

3-2-1 専修学校等の文部科学大臣認定等制度に関する知識・知見を有していれば加点する。

3-2-2 専修学校に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

8. 知的財産権の帰属

本業務で得られた成果物の著作権は、全て文部科学省に帰属するものとする。また、納入された成果物の複製物を、次年度以降のシステム化等に向けて、複製、翻案等を行うこと及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

9. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

10. 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報は全て秘密とし、契約中及び契約終了後においてもこれを外部に漏洩してはならない。

また、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意

義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 1. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 2. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならない。

ないことに留意すること。

1 3. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 4. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 5. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。